



消費税10%へ～経過措置と軽減税率

2度の延期を経ていよいよ2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。同時に、軽減税率制度も開始されることになっています。

軽減税率制度については、所得の少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるため、所得に対する消費税の負担の割合も高くなるといういわゆる「所得に対する逆進性」が問題とされてきました。しかし、この問題は個人所得課税なども含めた税制全体の中で考えるべきこととされ、また複数税率などについての議論の中で、今回一部の品目について8%を適用することで導入されることになりました。

現在のところ対象品目は、①飲料品(酒類・外食等を除く)、②新聞(週2回以上発行される定期購読契約に基づくもの)とされています。

一方、前回2014年4月1日に税率が5%から8%に引き上げられた時とほぼ同様の経過措置(税率10%のところ8%が適用される)が設けられています。

消費税は、資産の譲渡等の日が施行日(2019年10月1日)以後か施行日前かで適用される税率が異なるため、資産の譲渡等の日が重要になります。オーナーの皆様に関するものとしては以下のものがあります。

- ①請負取引(物の引渡しを要するもの)
…その目的物の全部を完成し相手方に引き渡した日
- ②請負取引(物の引渡しを要しないもの)
…その約した役務の全部を完了した日
- ③資産の貸付け(契約又は慣習により使用料等の支払日が定められているもの)
…その支払いを受けるべき日

これらはあくまで原則的な取扱いであり別に例外が定められているものもあります。

経過措置とはこれら基本的な考え方に対する特例ということになります。以下国税庁から公表されている上記取引に関わるものについて挙げていますので参考にさせていただければと思います。

○請負工事等

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、2019年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

○資産の貸付け

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限り)における、2019年10月1日以後に行う当該資産の貸付け

マンション・アパート・テナント



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 太田